



# 大津市公報

平成 28 年 1 月 14 日  
号外 (第 6 号)

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

- 教育委員会規則**
- 1 大津市教育委員会規則の公布等に関する規則..... 1
- 教育委員会訓令**
- 1 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正..... 1

## 教育委員会規則

大津市教育委員会規則の公布等に関する規則を公布する。  
平成28年 1月14日

大津市教育委員会  
委員長 桶 谷 守

### 大津市教育委員会規則第 1 号

大津市教育委員会規則の公布等に関する規則

大津市教育委員会公告式規則 (昭和62年教育委員会規則第 3 号) の全部を改正する。

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) 第15条第 2 項の規定に基づき、教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布又は公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教育委員会規則の公布)

**第 2 条** 教育委員会規則の公布は、当該規則に公布する旨及びその期日並びに教育長名を付したものの (次項において「公布文等を付した規則」という。) を大津市公報 (以下「公報」という。) に登載して行う。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合又は災害その他特別の事由により公報に登載することができない場合は、公布文等を付した規則に教育長の印を押したものを市役所の掲示場 (以下「掲示場」という。) に掲示して公布することができる。

(教育委員会が定める規程の公表)

**第 3 条** 教育委員会が定める規程の公表は、当該規程に公表する期日及び教育長名を付したものの (次項において「公表期日等を付した規程」という。) を公報に登載して行う。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合又は災害その他特別の事由により公報に登載することができない場合は、公表期日等を付した規程に教育長の印を押したものを掲示場に掲示して公表することができる。

(教育委員会規則その他規程の施行期日)

**第 4 条** 教育委員会規則又は教育委員会が定める規程は、それぞれ当該教育委員会規則又は規程をもって特に施行期日を定めるもののほか、公布又は公表の日から起算して10日を経過した日から施行する。

### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 (平成26年法律第76号) 附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例により在職する教育長の教育委員会の委員としての任期中における第 2 条及び第 3 条の適用については、第 2 条第 1 項中「教育長名」とあるのは「教育委員会委員長名」と、同条第 2 項中「教育長」とあるのは「教育委員会委員長」と、第 3 条第 1 項中「教育長名」とあるのは「教育委員会委員長名」と、同条第 2 項中「教育長」とあるのは「教育委員会委員長」とする。

## 教育委員会訓令

### 大津市教育委員会訓令第 1 号

大津市教育委員会事務決裁規程 (平成 6 年教育委員会訓令第 1 号) の一部を次のように改正する。

平成28年 1月14日

## 大津市教育委員会

委員長 桶 谷 守

別表第 1 号の表 1 の部 13 の項中「教育総務課長」を削り、同部 14 の項第 1 号中「教育総務課長」の次に「(ただし、行事の後援の決定の場合に限る。)」を加え、同部 15 の項第 1 号及び同部 16 の項第 2 号中「教育総務課長」を削り、別表第 1 号の表 2 の部 2 の項第 12 号ア中「総務部長 (人事課長)」を削り、同項第 13 号中「人事課長」を削り、同部 3 の項第 1 号中「年次休暇」を「休暇」に改め、同項第 4 号中「政策調整部長及び」を「政策調整部長の協議は教育次長の外国旅行の実施の決定及びその復命の受理の場合に、」に、「合議」を「協議」に、「総務部長及び」を「総務部長の協議は教育次長の外国旅行の実施の決定の場合に、」に改め、別表第 2 号の表教育総務課の部 6 の款 4 の項を削り、同部 5 の款を同部 4 の款とし、同部 6 の款を同部 5 の款とする。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。